

令和5年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 4月11日(火) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重利	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	和
〃	9番	猪口実彦	〃	20番	香川	隆
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和	修
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二				

4. 欠席委員 (1名)

委員 24番 岩永正司

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 10名)

邑美	竹内七郎	用瀬町	池本和明
湖南	木浪哲夫	気高町	田中清晴
国府町	福田恵	気高町	浜辺信康
国府町	小林徹	気高町	藤本武夫人
福部町	谷口泰彦	鹿野町	谷口和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	3号	非農地証明について
議案第	4号	利用状況調査による非農地判断について
議案第	5号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	6号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
事務局 長	ただ今から、令和5年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号24番の岩永委員から欠席の報告がありました。23名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号22番 石谷委員、23番 加藤委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号1番から3番までの3件あります。 整理番号1番は八坂で売買による所有権移転、 整理番号2番、3番は鹿野町中園と宮方で同一の譲渡人の売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号1番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員	4月5日に譲受人、村田農業委員、事務局と現地確認を致しました。 申請の状況は、亡くなられた方の相続財産管理人の弁護士から譲受人への所有権移転の許可申請です。 譲受人は自作農地10、785㎡、農機具、トラクター、その他をお持ちの農業従事者で申請地を有効的に耕作できる状況です。 報告事項チェックシートで確認し、農地行政上も特に支障がないと認められ承認することに問題ないと判断致します。
議長	引き続きまして、担当農業委員、村田委員の報告をお願いします。
村田委員	今、竹内推進委員が細かく説明したとおりです。 ただ、付け加えますと、譲受人は、(申請地を)30年前から耕作されています。 これ、(現況地目が)田になっていますけど、畑ということで、いろいろ耕作されておられました。きれいに本当に隙間もないくらいでしたから、問題がないものと思っています。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号2番を審議します。担当推進委員、谷口（和）委員の報告をお願いします。
谷口（和）委員	この案件につきましては、4月6日に、砂川委員と譲渡人と譲受人と同時に面会致しました。 話を聞いてみますと、（譲受人が）田んぼ自体は以前から耕作していましたが、譲受人へ売りたいということでございます。 トラクター、機械等も整備されておりましたので、大丈夫ではないかと思っております。
議 長	引き続きまして、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員	今、先ほど、谷口委員がおっしゃったとおりで問題はないと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号3番を審議します。担当推進委員、谷口（和）委員の報告をお願いします。
谷口（和）委員	（整理番号2番と譲渡人が）同じことで、同時に、譲受人にもお出でになって、砂川委員と面談してもらったところです。 譲受人は、88歳だかということで、何で、買われるのかなと思って聞いてみましたら、長男が倉吉の方におられるということで、万が一の時は、跡を取ってもらいたいということでございます。
砂 川 委 員	同じく同じ方が売られて、売られる方は結構若い方でしたので、売れるところで売っていただくということです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1番から3番と一時転用1番の4件でございます。 整理番号1番、申請地は国府町神垣、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号2番、申請地は福部町湯山、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号3番、申請地は国府町玉鉾、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 一時転用の整理番号1番、申請地は気高町上光、転用目的は木材仮置場、農地区分は

		農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。
議	長	整理番号1番を審議します。担当農業委員、山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		この件ですが、図面を見ていただけたらと思いますが、集落内です。4月1日に推進委員と譲受人の立会いで現地確認を行いました。道路接続の部分に譲受人の駐車場があります。駐車場が手狭になってきたので、広げたいということです。地目は田となっていますが、現状は果樹園です。接続している一部を買い取って駐車場に転用することです。道路とはかなりの段差があり、鉄骨でアーチを組んで広げる予定にされています。集落内であり道路に接する場所であり、転用の承認してもOKだと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		3月29日に香川農業委員、事務局、私、所有者の4人で現地確認を行いました。図面を見ていただけたらと思いますが、湯山集落の中心から少し離れて、県道に接した場所であり、南側に果樹園があります。今まではラッキョウや甘藷を作っていたようです。所有者の娘さんが家を建てるとということです。土地の周囲は、南側は果樹園、北側は県道、東側は軽トラが通れるぐらいの道、西側には細い道と水路があります。雨水等の排水については、問題ないかと思えます。南側に果樹園があり、SS等で防除されますが、その件については耕作者と話し合いがなされており、承諾をされているようです。以上のことから問題ないと思えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香川委員		谷口(泰)推進委員の報告のとおりで、間違いありません。土地の移転は贈与ということですので、よろしく願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号3番を審議します。担当推進委員、福田(恵)委員の報告をお願いします。
福田(恵)委員		3月30日に福田(克)農業委員、事務局の3名で現地確認を行いました。地目は田となっていますが、現在は休耕地となっています。図面を見ていただけてわかるように周囲はすべて宅地となっており、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと判断いたしました。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(克)委員の報告をお願いします。

福田(克)委員	福田(惠)推進委員の報告のとおりで、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号一時転用の1番を審議します。担当推進委員、藤本委員の報告をお願いします。
藤 本 委 員	3月31日に柳田農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。確認したところ、鉄板を敷かれますので何ら問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員	藤本推進委員の報告のとおりですが、一部補足をさせていただきます。木材の仮置場ですが、鹿野町広木から切り出したものをここに溜めて、その後、境港の合板工場や八頭のチップ工場に輸送するそうです。鉄板を敷くので農地には影響ありませんので、問題ないと判断しました。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用の1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第3号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1番から15番までの全部で15件となります。市街化区域は1番、3番、8番、9番、11番の5件となっております。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号1番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事 務 局	整理番号1番、こちらは市街化区域になります。申請地は桜谷で、現況といたしまして、竹の繁茂の勢いが強く、耕作することが困難となっている。近隣に迷惑をかけないように、周辺の竹の伐採を行うのみであるというものです。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地となります。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号1番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号2番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		3月29日に農業委員1名、推進委員2名、事務局と合計4名で現地確認をしました。申請地の地目は畑となっております。50年以上耕作していないので原野化しているような状況です。耕作不適地でやむを得ず耕作放棄となっており、チェックシートにも該当するので全く問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号2番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号3番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事務局		整理番号3番、こちらは市街化区域になります。申請地は吉成で、現況といたしまして、平成4年より30年以上、宅地の一部として利用されているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号3番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号4番、5番、6番、7番、10番を一括で審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		3月30日に農業委員、事務局の3名で現地確認をしました。非農地申請の図面をご覧いただければわかると思いますが、この辺り一帯が全く耕作できない状態でありまして、この度、森林組合の方から木を植えて管理させて欲しいとの申出がありました。ですので、この辺り一帯の所有者の方に後継者がおられないので、申請されたのだと思います。チェックシートに照らし合わせても問題なく、やむを得ないと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号4番、5番、6番、7番、10番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号8番を審議します。事務局の報告をお願いします。

事務局	整理番号8番、こちらは市街化区域になります。申請地は立川町五丁目で、現況といたしまして、本件土地は、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しているというものです。長期間耕作放棄された為、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号8番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号9番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事務局	整理番号9番、こちらは市街化区域になります。申請地は千代水四丁目で、現況といたしまして、平成8年頃から建物が建てられ、農地でなくなった。現在も建物が2棟建っているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号9番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号11番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事務局	整理番号11番、こちらは市街化区域になります。申請地は吉方温泉四丁目で、現況といたしまして、昭和44年に自宅を新築、昭和45年に増築し、住宅の敷地として利用しているというものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号11番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員、小林(徹)委員の報告をお願いします。
小林(徹)委員	3月30日に農業委員、事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、人為的な潰廃地でございます。20年以上耕作放棄されていて、原状回復は不可能で非農地として問題ないと判断しました。ご審議、よろしく申し上げます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号12番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号13番、14番一括して審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		4月4日に農業委員及び推進委員、事務局と4名で現地確認をしました。申請地は、原野化しており、自然潰廢地で何年も耕作されておりません。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号13番、14番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号15番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員		4月4日に農業委員及び推進委員、事務局と4名で現地確認をしました。申請地は、駐車場として整備されておりました。以前は建物が2棟建っておりましたが、古くなって建物を取り壊して駐車場にしたというものです。上下水道も通っており、住宅地の一面となっております。ここに接する農地はございません。以上、報告を終わります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号15番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第3号「非農地証明について」を終了します。 では、議案第4号「利用状況調査による非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第4号利用状況調査による非農地判断について説明します。 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知)に基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めます。議案の方は再生利用が困難と見込まれる農地の総括表となっております。区域別、地目別面積は次のとおりです。
	せんたい	田 1筆 26.00㎡ 畑 2筆 1,424.00㎡ その他 0筆 0.00㎡ 計 3筆 1,450.00㎡
	高草	田 45筆 22,168.91㎡ 畑 116筆 28,205.43㎡ その他 1筆 2,889.00㎡ 計 162筆 53,263.34㎡
	湖南	田 8筆 4,623.00㎡ 畑 28筆 4,032.91㎡ その他 1筆 297.00㎡ 計 37筆 8,952.91㎡

湖東	田	14筆	5,970.00 m ²	畑	20筆	5,884.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	34筆	11,854.00 m ²						
福部	田	60筆	61,762.08 m ²	畑	36筆	36,995.93 m ²	その他	6筆	5,949.00 m ²
	計	102筆	104,707.01 m ²						
河原	田	19筆	9,263.52 m ²	畑	16筆	6,273.00 m ²	その他	7筆	1,415.00 m ²
	計	42筆	16,951.52 m ²						
用瀬	田	17筆	8,312.10 m ²	畑	9筆	1,827.00 m ²	その他	6筆	1,491.00 m ²
	計	32筆	11,630.10 m ²						
気高	田	1筆	392.00 m ²	畑	8筆	3,719.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	9筆	4,111.00 m ²						
鹿野	田	0筆	0.00 m ²	畑	2筆	402.00 m ²	その他	0筆	0.00 m ²
	計	2筆	402.00 m ²						
計	田	165筆	112,517.61 m ²	畑	237筆	88,763.27 m ²	その他	21筆	12,041.00 m ²
	計	423筆	213,321.88 m ²						

これは、令和3年度と令和4年度の農地パトロールでB分類と判定した農地で、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地となっております。なお、筆別一覧については別紙のとおりです。

以上で説明を終わります。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして議案第5号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和5年4月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 14件、更新 32件、計 46件、面積は、田 109,503 m ² で、畑 34,508 m ² 、その他が19,344 m ² となっており、計 163,355 m ² です 権利種別の内訳は、賃借権 21件、使用貸借による権利 25件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第5号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第5号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第6号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		まず、初めての議案となりますので、少し制度の説明をします。

これまで農地の貸借という、主に地権者と耕作者が直接相対で貸借をしておりました「農用地利用集積計画」と、中間管理機構が地権者から借りて、耕作者に配分をする「農用地利用配分計画」の二つに分かれていました。

これが、令和5年度から二つに分かれていた制度を同時に行う、「農用地利用集積等促進計画」に統合一体化されました。

統合一体化されたと言っても、2年間の経過措置があり、令和7年3月31日までは、「農用地利用集積計画」も残ります。

それでは、議案の説明に移ります。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 54,900㎡ 畑 849㎡、総計55,749㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 15件、使用貸借による権利 21件の合計36件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議 長 一括で質問・意見を受け付けます。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
議案第6号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。
それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 長 無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第1回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後2時45分